

「地方公共団体における情報セキュリティポリシー
に関するガイドライン」の改定内容を踏まえた
「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の改定案（概要）



総務省

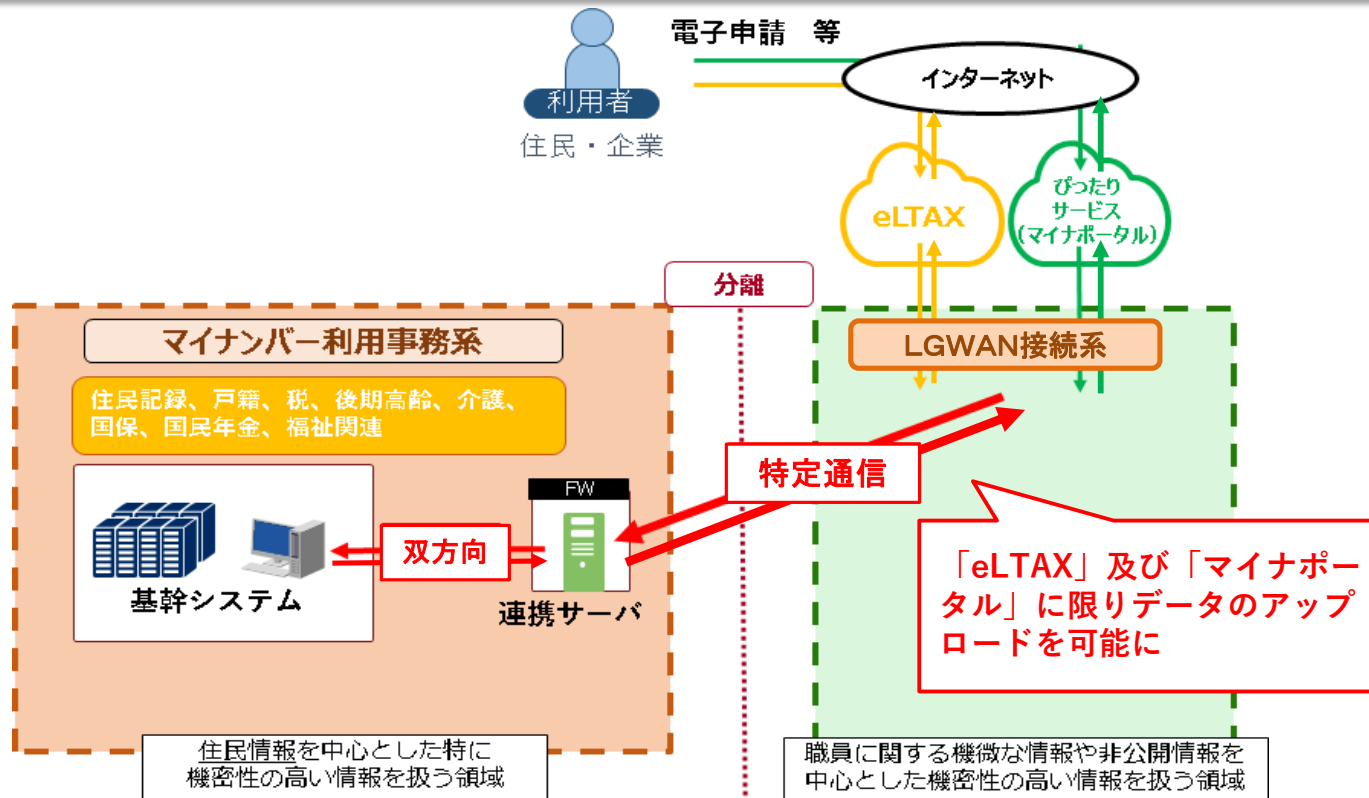
令和4年6月16日
地域力創造グループ
地域情報化企画室

【三層の対策の見直し マイナンバー利用事務系の分離の見直し】

R3年度 改定の概要

- 住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持
- 国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先（ex. eLTAX、マイナポータル）との通信に限り、インターネット経由の双方向通信を可能とし、ユーザビリティの向上及び行政手続のオンライン化に対応

※R3年度改定前のガイドラインでは、インターネットからマイナンバー利用事務系へのデータのダウンロードのみを可能としていたが、マイナンバー利用事務系から十分に安全性が確保された外部接続先へのデータのアップロードについても、必要となるセキュリティ対策を行うことで可能となり、双方向通信が実現した。



「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の改定案（概要）

R4年度 改定の概要

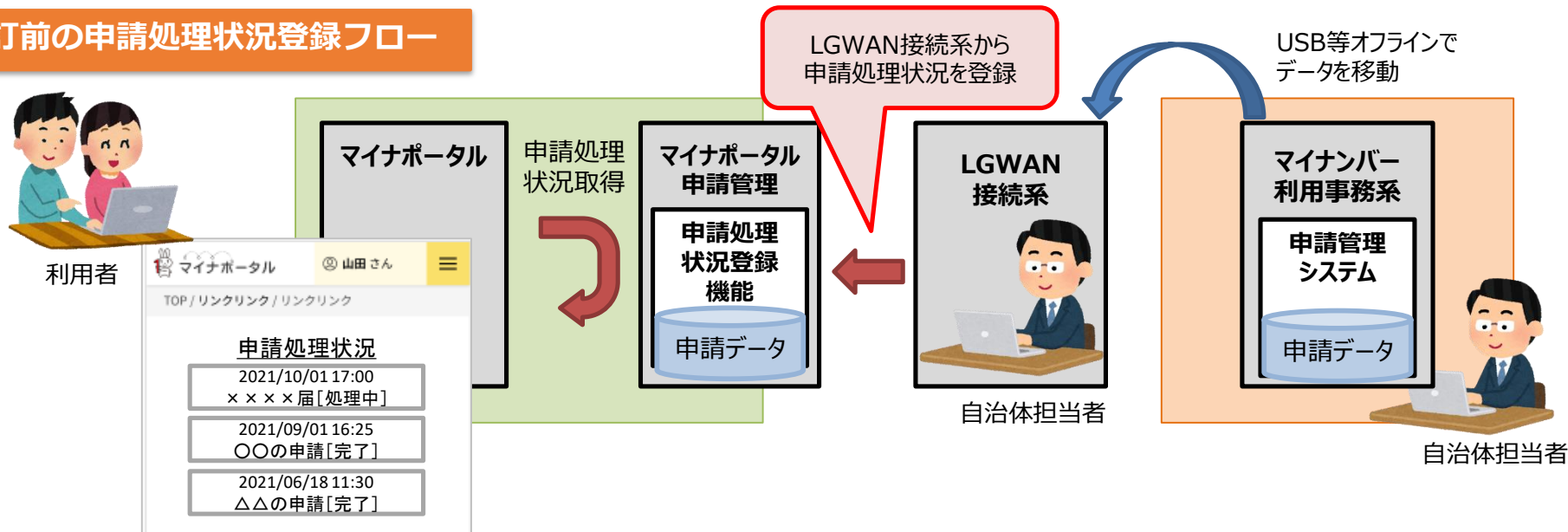
- 令和4年3月の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を受け、令和4年夏頃の自治体DX推進計画の改定に合わせて、オンライン手順書及び標準仕様書についても改定を行う。
- これまでは、逆方向の通信が認められていなかったため、申請管理システムで審査を行った内容について、マイナンバー利用事務系（基幹システム）や申請管理システムから直接、申請処理状況を更新することができず、LGWAN接続系から「マイナポータル申請管理」を利用して申請処理状況を登録する必要があった。今回の改定で「逆方向」の通信が認められたことにより、マイナンバー利用事務系や申請管理システムから直接、手続の申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を申請者にオンラインで伝えることが可能となるもの。

R4年度 改定のポイント

- 「3. 自治体における行政手続のオンライン化の取り組み方針」に双方向通信が可能になったことを追記
令和4年3月25日に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定されたことにより、マイナンバー利用事務系や申請管理システムから直接、手続の申請処理状況の登録が可能になったことを記載。
- 「5. 標準的なシステム構成例」を削除
手順書1.0版でシステム構成例を記載していたが、その後作成された「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」でより詳細な構成例を記載したことから削除する。

「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の改定案（概要図）

改訂前の申請処理状況登録フロー



改訂後の申請処理状況登録フロー

